

令和3年度 第6回 北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会 議事録

1 日 時 令和3年11月29日（月） 14時00分～15時30分

2 場 所 十勝総合振興局 4階C会議室

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部 会 長	小林 聖恵	(帯広大谷短期大学准教授)
副部会長	谷 昌幸	(帯広畜産大学教授)
特別委員	鈴木 恵子	(鈴木徹建築設計室 一級建築士)
特別委員	富山 和也	(北見工業大学准教授)
特別委員	金子 ゆかり	(金子設計事務所 一級建築士)
特別委員	植松 秀訓	((一社)帯広観光コンベンション協会 専務理事)
特別委員	野田 敏	(根室商工会議所 専務理事)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	寅尾 昌史
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	山口 将司
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	佐藤 日南

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・ 「ペットワールド PROX 音更店」(音更町)の法第5条第1項(新設)の届出について

6 議事要旨

- (1)・ 「ペットワールド PROX 音更店」(音更町)の法第5条第1項(新設)の届出について、事務局より案件概要及び事務的説明での確認事項に関する説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明での確認事項

- 敷地外駐車場から店舗に向かう動線の安全対策に関する考え方について。

- ・ 出入口①を右折入庫禁止とし出入口②、③から入庫する計画が、敷地外駐車場に停めて店舗に向かう来店客の危険を増やしているのではないかと考えられることから、道路管理者と「横断歩道の設置」について協議を実施いただきたい。

この対応は、来店者の安全確保のみならず、小中学校の通学路に指定されているとのことで地域住民への配慮に資するものと考えられる。

指摘を踏まえ、道路管理者及び公安と横断歩道の設置についての協議を実施。結果、設置基準を満たしていないこと、横断歩道設置した場合、乱横断は取締りの対象となる等のデメリットから、設置は困難。

店舗としては、通行車両に対して、「歩行者注意」、公道を横断する来店者に対して「横断注意」の注意喚起看板を出入口②、③付近に設置することを検討し、開店後安全を脅かす事態が発生した際には、町内会等へ相談の上、道路管理者へ要望を挙げることを検討していくことを確認。

- ペットショップで扱う動物の種類の酒類について

犬、猫、鳥、小動物(ハムスター、うさぎ等)、爬虫類などであることを確認。

- ペットホテルを併設されるとのこと、夜間のペットの鳴き声等の騒音対策について

建物が鉄筋コンクリート造で、防音に優れているため、夜間ペットの鳴き声が外部に漏れることはないかと判断していることを確認。

【事務局補足】

他管内にてペットショップの届出事例があるが、ペット起因の騒音が議題に上がったことや苦情発生等の事例はなかったことを補足説明。

## ○ 店舗でペットが亡くなった場合の対応

動物が亡くなった場合には、近隣の提携している動物病院で火葬等を行う予定であること、また、動物の具合が悪くなった場合には、お客様が立ち入らない生体室で療養させ、動物病院の診療を受ける等の対応を行うことを確認。

## ○ 飲食店（フードスタジアム）の開店時期

業態を変えて違う飲食店での開店を目指して調整中で時期は未定。

## イ 質疑・確認

（部会長）

委員の皆様から何かご質問やご意見はあるか。

（A 委員）

大店法とは関係ないかもしれないが、災害発生時の建物やペットのゲージが破損や施設漏れにより、ペットの逃げ出しが発生する場合も考えられる。店舗では、対策は何か考えられているのか。地域住民は不安に駆られると思う。

（事務局）

店舗において施設管理等ペットショップを運営する上での基本的な対策は行われていると思われる。

（B 委員）

事務的説明での議論を踏まえ、過去の事例の確認等行っていただき感謝。騒音に関する事例がなかったとのことだが、今回の案件ではペットホテルの併設が気になる。これまでの事例でもペットショップは併設されているか。

（事務局）

併設されている、と聞いている。

（B 委員）

ホテルに預けた際は、ペットの種類によって、外での散歩が必要になり、近隣住民から不安の声が上げられる可能性が考えられる。飼い主でない人間が外を散歩した際は、急に飛びかかることはないのか、等怖いと感じるケースがあると思う。ペットを外に連れ出すケースはないのか。

（事務局）

外への散歩有無については確認していない。ペットホテルとして預かったペットを散歩させるサービスを行っているか、も不明。

（B 委員）

小型犬で躰がなされている場合は散歩の必要はないと思うが、中型犬や大型犬の場合は外に出さないとストレスに繋がるため、散歩へ連れ出す必要があるのではないか。その場合の地域住民の理解も必要ではないか。

（事務局）

懸念は理解した。事業者を確認するので今少しお待ち願いたい。  
確認結果が出るまで、他確認点や意見があれば続けていただきたい。

（C 委員）

大店立地法以外に別の関係法令に係る説明や届出はあると思う。他の関係法令との兼ね合いはどうか。例えば調理臭はない、とのことだが。ペットホテルでのエサの提供や排泄物など。

（事務局）

大店立地法以外でも別の法令に基づく届出等も行われているものと理解しているが、それらと連動した形で届出はなされないので詳細は不明。

臭気対策については、密閉容器に入れた上で屋内の廃棄物保管施設で保管すると聞いており、臭い漏れのないよう努めることとしている。

(部会長)

届出外の敷地内駐車マスに2台を身障者用マスとするとのことだが、現地写真を見るとマスの幅を増やすことができるのか疑問。

(事務局)

計画図面では7台分マスが描かれているが、現地写真では8台分駐車マスがある。これはパチンコ店の名残であり、1台分減らす想定でありスペースはある。

(C委員)

ペットショップと飲食店が併設していても保健所的には問題ないものか。

(事務局)

保健所で飲食店の営業許可を出すことになるが、申請において施設面などの届出もされると思われる。その上で届出いただいていると認識しており問題ないものと理解。

(D委員)

写真データを見ると、木野大通側は敷地より国道の方が高いように見える。

(事務局)

ご認識のとおり。1メートルない程度だが国道の方が高い。

(D委員)

図面では高低差がないように見えるため、どのような仕様になっているのか分からなかった。通行する方の転落等によるケガが懸念されると思う。本審議会で高低差が判る図面を添付して欲しいと考える。ペットショップは、子どもを連れての来店も多いと思う。子どもが走りここから転落してしまうことはないのかが心配。高低差が事前に分かれば、この高さなら大丈夫だな、などの検討ができるが、分からないとその検討もできない。

(B委員)

以前の案件で、道路と駐車場の高低差があったことから、出入口にスロープを設置したが、現地確認いただいたところ、そのスロープが急であったことから、審議会の意見を踏まえ転落防止用の柵を設置してもらった経緯がある。これも図面上では分からなかったものであったので、施設・敷地の立体的な構造が判るようにしていただければと考える。

(事務局)

既存施設の場合など難しい場合もあるが極力付けていただくよう事業者へは依頼している。付けられない場合は事務局が現地確認した際に写真データを参考資料として配付しているおり、今回もお付けしているので確認願えればと考える。

(C委員)

従前のパチンコ店であれば、大人のみ来店だが、ペットショップとなると家族での来店が多くなるので、公道を渡る動線は心配。

(事務局)

事務的説明での委員の懸念を踏まえ、道路管理者へ協議を再度行っていただいたが、設置は困難との回答であった。事業者単独でできる対策として、注意喚起の看板を設置いただけたらとのこと、事務局としては一定の配慮をいただいたものと評価。

(E委員)

似たような事例では、本店ではないが、帯広の真鍋庭園。駐車場から園内に入るのに道路を渡らなければならぬが、帯広空港への近道で車通りが多いため、横断歩道の設置を警察に要請した。しかし、警察からは、今回と同様の理由で設置は難しいとのこと、また道路交通法上は、歩行者優先だから運転者が気をつけるべき、と言われ設置してもらえなかった。結局、真鍋庭園が法定外の表示として黄色い線を引くこととした。今回の場合も歩道がないため、警察と協議しても設置は難しいだろうと思っていた。注意喚起看板があるに越したことはない、有効な設置位置は検討いただきたい。

が、この木野大通から東に入る道はそんなにスピードを出して走る道ではないと思うが、運転者には十分注意していただければと思う。

最近、道の駅の開業に携わった際、身障者マスの設置に関し屋根の設置を求められた事案があった。大店立地法としても今後このような方向になっていくのか。

(F 委員)

道の駅に係る国交省の設置基準ではないか。道の駅の開業はとてもハードルが高く近年は益々その傾向が強い。道の駅は多様な方が 24h 利用する施設であり近年の認知度を考えるとレベルの高い配慮が要求される。

(D 委員)

これからの高齢化社会を考え、仮に自分が車いすに乗っていると考えると雨の場合傘を差すことが難しい。そのような場合に屋根があれば買い物に行こうかなと考える。方向性は嬉しいことだが、事業者にとってはハードルが高くなる。

(B 委員)

従前より、釧路のイオンの駐車場が素晴らしい、との話が上がっていた。歩行者帯があり駐車場から店舗へ行く動線も安全。平面自走式の駐車場に対する一つの方向性のように思う。今後世の中は経済だけではない方向に向かっていかなければならないと感じる。

以前、海外(カナダ)に住んでいたとき、駐車場内は車と歩行者の動線は別になっており、歩行者帯には段差もあり、更に車両を頭から入る斜め駐車だった。帯広の稲田にあるイトーヨーカドーも歩行者帯が整備されている。歩行者に配慮した駐車場はコスト増になるが、訴えていかなければならないルールだと思う。これからの社会を考えると守るべきは歩行者である。

(事務局)

現在の立地法の指針などでは身障者用マスへの屋根の設置要件はない。駐車場に関しては、車路と歩行者は極力分けることとなっており、事業者はそれに基づき計画を立てるが、土地の広さや駐車場台数の指針の問題もあり、施設配置には苦勞されている。

(D 委員)

法律も時代に合わせ更新すべきと考える。

(B 委員)

頭から入る斜め駐車は非常に合理的。場内の一方通行を守らせることもできる。

(C 委員)

高速道路のパーキングエリアは斜め駐車になっており、逆走がない形態になっている。海外で頭からの駐車のもう一つの理由は、排ガスが植栽に当たらないようにするため。

(事務局)

先ほどのペットホテルでの散歩の有無については確認が取れたので報告する。

外での散歩は行わないとのこと。「人に懐かない、かみ癖がある」ペットに関しては基本的に扱い不可ということでお断りする。ペットホテルは満室にせず、スタッフが余裕をもって世話できる程度で運営を行う。更に、営業時間終了後店舗内にあるドッグランで預かったペットを離し遊ばせるといった対応であった。

(D 委員)

大型犬は預からないのか。預かるのは犬のみか。

(事務局)

ペットホテルには 2 室個室がありそこで大型犬を預かる。その他、中型犬まで入るゲージ 18 個が設置される。犬以外も預けることは可能。

(B 委員)

確認していただき感謝。出さない方針であることが分かり安心した。

(D 委員)

冒頭 A 委員が発言された爬虫類等の逃げ出し危惧について、以前、釧路の消防にいた方から聞いた

が、爬虫類展を開催した場合、災害時に一番先に行くことはガラスケースの確認だと言っていた。爬虫類などの取扱いがあるということで換気口などから脱走することは大いに考えられるので十分に注意いただきたい旨事業者へ伝えていただきたい。

(事務局)  
承知した。

(部会長)  
他意見はないか。それでは、答申を纏めたい。

(事務局)  
答申(案)であるが「意見を述べる必要はない」とする。本審議会での議論を踏まえ、地域住民や来店客が公道を渡る際の来店車との交錯危険性について、事業者の対応を記載し「危険性について懸念する意見が出されたが、安全確保に向けた一定の配慮を行うことを確認した」との文言とし、また災害時等でのペットの逃げ出し懸念については、付帯意見として「配慮した運営に努めていただきたい」と申し添える答申(案)である。

(部会長)  
答申(案)について異議はあるか。

(全員)  
異議無し

(部会長)  
それでは別紙のとおり答申することとする。

## (2) 事務局より次回の部会開催予定について連絡を行った。

### 7 議事録の公開

6(4)は、届出事項の事務的説明であるため議事録は非公開とする。

(平成17年6月2日北海道大規模小売店舗立地審議会制定「北海道大規模小売店舗立地審議会における情報公開の取り扱いについて」による。)

### 8 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり